

川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発をベース電源とする政策からの転換に向けた意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から4年近くになるが、いまだに事故は収束に至らず、原因の究明もされていない。脱原発の世論は圧倒的な多数派を形成している。平成26年5月21日の大飯原発の運転差し止め裁判での福井地裁判決では、生活に影響を受ける範囲を原発から250キロメートル圏内とし、その範囲の住民の人格権を保障することなく原発を運転することは許されないことであり、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であること、などが記された。

原発事故から広範な住民への影響を回避することは、政府の責任である。川内原発を初めとする原発の再稼働には、ハードウェアだけの安全基準の確認で可とせず、避難計画を含めた周辺住民の万全の安全の保障をすることを求める。さらに、エネルギー政策を転換し、再生可能エネルギーの促進、電力事業の自由化などに早急に取り組むことを求める。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以上の趣旨から下記項目を求める。

記

- 1 東京電力福島第一原子力発電所原発事故の究明もされていない状況で、周辺住民の安全が保障されない限り、川内原発を初めとする現在停止中の原発の再稼働を行わないことを求める。
- 2 原発をベース電源としたエネルギー政策から転換し、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年3月23日

三鷹市議会議長 伊藤俊明